

の続きを少しさせていただきますけれども、与謝野大臣とのやりとりの中で、自民党を除名された、これはいわば不名誉除隊という話をおっしゃったけれども、不名誉除隊という処分というのは重いものでありますから、単純に言えば、軍隊でいえば、兵隊さんをやれなくなる。そして、旧日本陸軍のことは調べたけれどもよくわかりませんでしたけれども、今のアメリカ軍なんかですと、さまざまな市民生活に対する権利、こういうものを制限される、こういうようなことなんでしょう。

ですから、残念ながら、私はそこで与謝野大臣がバツジをつけてやっているという事は不名誉除隊というたぐいのものではなさそうだとおもうに思いますが、そういう意味でも、これから我々は社会保険と税の一体改革、こういうことを与謝野超えてやっていく上で、与謝野大臣がしっかりと、いわば中核におなりになるんだと、ぜひ我々がきちんと話をしやすいうようなお立場になつていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○与謝野國務大臣 私に対する処分は済んでおります。私は、国会議員の立場で、国民が必要とする社会保険と税の一体改革、この仕事をきちんとやり切りたいと思っております。

○閣下委員 いや、ですから、不名誉除隊ということは兵隊をやめるということなんです。それは、一般の国民に戻るといふことなんです。ですから、そういう意味で、与謝野大臣がもし、自由民主党を除名された、こういうようなことが不名誉除隊というふうにお受け取りになるんだと、これは、たんに民間に戻られて、そして大臣としてお務めになればいい、このことだけなんです。それから、そういう意味で、我々といわば協議をする、そして社会保険のことについて建設的に前向きに仕事をなさる、こういうようなことにおいては、我々は今のお立場では議論ができない、このことを申し上げたいと思えます。

加えまして、与謝野大臣は、悪いけれども、私はもうのけぞったんだけれども、自分のモチベーションの維持のためにバツジをつけると、これは体どういふことなんでしょうか、このことについても弁明をさせていただきたいと思えます。

○与謝野國務大臣 私は、十三万人の方に投票されて議員になっているわけですから、有権者に対する責任は放棄できないと思っております。私がやろうとしておりますことは、菅政権が与野党協議に臨むために提示すべき案の作成でございます。それから先は与野党と野党のしかるべき方々が交渉をされるらうと、私がみずから出ていって、皆陳方に交渉の相手として振る舞うつもりは全くありません。

○閣下委員 それは何だかわけのわからないことをおっしゃって、全体的な立案をされるということももし与謝野大臣であるのだったら、そうしたら、では、それを我々のためというふうなことで、あるいは協議しろということについては、それは既に代理人が来ようが何をしようが、与謝野大臣が立案の中心人物であるということそのものを私は申し上げているわけで、ぜひ公明正大に我々が議論できるようなお立場におなりください、このことを重ねて申し上げます。

○細川國務大臣 今お尋ねの三号被保険者問題、これは、少しますコミ等で話題になっているのが、年金の変更届出の第三号被保険者、これの抜済措置について、今もう既に厚労省の中で動いているようでありまして、このスキームはどなたがお決めになって、そして今どの程度進捗しているんでしょうか。

○細川國務大臣 今お尋ねの三号被保険者問題、これについては、昨年の三月に、この問題がほつておけない大きな問題だということで、年金回復委員会の中で検討をいたしました。この三号被保険者の問題について詳しくその記録を回復することとをしっかりとしなければいけない、こういうことと回復委員会が了解をいただきました。そのとき

に方針としては決めて、そして、その後、昨年十一月に通知を出しまして、ことしの一月一日からその通知に基づいてやっていると……(閣下委員)進捗、何人ぐらい抜済しているんですかと呼ぶ。今のところ、人数は、月三十日付で二千三百二十一人でございます。

○閣下委員 これは報道ベースでありますけれども、もし該当者全員が手を挙げると約百万人ぐらいになるという話がありますけれども、これについては事実ですか。事実かどうかだけ言ってくればいいです。

○細川國務大臣 対象者につきましては、正確な数字がまだ出ておりませんが、数十万から百万を超えるような人数だということに推計をしております。

○閣下委員 百万人ぐらいの方がいるような意味でお困りになっているということは事実であります。ただ、これについては、一つの考えがありまして、救済を優先するべきかということが、一つ、それは厚労大臣の方のお考えはそうなんだろうと思われけれども、それと反して、総務省の方の考えとしては、これは総務省の年金業務監視委員会、これの中では、これはおびただしいモラルハザードになるんじゃないかと、年金を納めていない人を救済するわけだから、そうすると、一生懸命、国民年金に切りかえて、月々一万五千円を超える年金保険料を払い続けた、こういう人との間にモラルハザードが起こるんじゃないかという話があった。総務省の方では、これは必ずしも感心しないという話のようでありまして、片山大臣、このことについてお答えください。

○片山國務大臣 御指摘の点につきましては、軽簿は厚労大臣の方からお話があったとおりでありますが、総務省に年金業務監視委員会というのがあります。今、日本年金機構などの業務について必要な調査審議をする、そういう使命を帯びた機関でありますけれども、そこにこの問題について、委員の方に対して、今議員がおっしゃったよ

うな不公平感があるのではないかとというような指摘がありまして、委員会において調査をするということになりました。

先般、閣僚から意見も聞きまして、現在、この年金業務監視委員会が議論を進めておりまして、総務大臣としては、今その監視委員会の方の調査審議と結論を待つという状況であります。何が問題になっているかといえますと、先ほどおっしゃったように、不公平感とか、あとは法的正当性とか、今そういうものについての調査をしているということでもあります。

○閣下委員 これは両方に理があるんですよ。総務省の方の考えは、きちんと、今までも、例えば年金の記録が不明瞭なときにこの委員会に諮って、そして年金が復活してきた、こういうふうなことで、極めて慎重にやって、国民の皆さんにも納得いただけるルールづくりができてきたわけでありまして、他方、そういうこと、専業主婦の方で、今まで知らなかった、自分の亭主が脱サラして国民年金に切りかわつていて、自分は三号被保険者のままでいいと思つていたけれども、まさか一号になつているとは思わなかった、こういう人たちが多いというのわからないでもない。しかし、そのことを、政府の中で、総務省とそれから厚労省が考えが違つていて、既にそれがもう一月から動いて、千人の人たちが救済されている。これは政府の中のルールとしておかしんじゃないんですか。

今ちょうどそこに二人いるから、二人で話し合ひを出してください、今ちょっと相談して、私の時間内でいいから、委員長、わかるでしょう、理屈、委員長、わかるでしょう、理屈、はい、わかるから。ちよつととめてくれ、時間は配慮するから。それでは、ちよつと細川君から先に、細川君から、人、統一見解じゃなかったらやらせませうか。

○細川國務大臣 総務省の方では、監視委員会の

方で、今この問題について検討をしていただいておりました、厚労省の方からも出向いていただいて、そこで厚労省の見解をいろいろとお話もさせていただいております。

したがって、その監視委員会の方での御議論と、それから総務省の方でどのようにお考えになるか、そのことと私どもと、それは話し合いをいたしまして決めていきたいというふうに思っております。

○中井委員長 この二つのところで、もう既に厚労省はこの一月から二十人救済しているんですよ。まだ裁判の結果が出ていないのに無罪放免しているような話だから。

だから、それについては、少なくとも、厚労省の今やっていることは、総務省の結論が出るまでやめるか、あるいは、救済地位でやるんだというふうなことで、厚労省の結論を総務省が追認するということをもう既に決めていなかったら、もう進んでいるんですよ。駆け込みでこれから、きょうの議論を見て、ああ、これは大変だ、もしかしら総務省がブレイクをかけるかわからぬと云って、きょう物すごくたくさんの方が申請に走るかわからない。

こういうような意味で、委員長、これは、別も餽子のならない話なのだからね……

○中井委員長 ちよつと待ってください。それでは、片山総務大臣。

○片山国務大臣 非常に重要な問題でありますので、早急にその結論を出さなければいけません。それで、一月の二十八日に次の年金業務監視委員会を開きます。その席に厚労省から副大臣もお見えになって、そこで意見を述べて、それを通じて政府の見解を調整したいと思っております。

○中井委員長 では、もしそれでネガティブな結論が出たら、この二日、三日の駆け込みはどういうふうに考えるんですか。

だから、私は、今この段階で、こうやって問題が顕在化したんだから、この当事者が二人いるん

ですよ、最高責任者が二人いるんだから、ここで、わかりました、救済地位で、管内閣は厚労省の方針にのっとって救済を優先にします。そして、ルールは、多少モラルハザードは重り越えませんが、こういう結論を出せばいいんだよ、今こころうじゃなかったら、この二三日の間にどうなるんですか。この議論を聞いていた人たちがこれから社保庁の事務所にみんな行くよ。

だから、委員長、それは重要なことだから、結論を出してくださいよ。

○中井委員長 これは、ちよつと片山さん、年金監視委員会が厚労省のやっていることをとめたり、オーケーを入れたり、許可は出す権限があるのかどうか、答弁してください。非常に大事な指摘だ。

○片山国務大臣 重要なことでありますから、ぜひ議論をさせていただきますと思います。年金業務監視委員会という立ちつとした組織がありまして、それが年金機構が行っております業務について調査をして、必要なことがあれば総務大臣に意見を述べる、勧告をするということになっております。現在その段階にありまして、それを受けて、総務大臣として厚労大臣と正式に協議をするということになります。

○中井委員長 厚労大臣、その二千数百人、月から始めたのは、監視委員会と相談してか、しなくてか……(発言する者あり)わかっているから。

答弁して、そのところ答弁して。(発言する者あり)答弁して進めていく。これはみんな知らないことが多いんだから、大事な指摘なんだ。

○細川国務大臣 それについては、特に相談をして決めたわけではございません。

○中井委員長 相談せずにスタートしたんだ。

○中井委員長 委員長、だから、委員長の成長でいいから、この二人に今結論を出させてくださいよ。そうじゃないと、百万人の人たちが聞いていますよ。百万人の人たちが聞いていますよ。それで、百万人の人たちが聞いていますよ。

号被保険者で昔々として毎月毎月保険料を払っている人たちがとってみれば、ふざけるなどという話なんですよ。だから、そういう意味で、これは結論を一刻も早く出さないといいけない話。

それを、厚労省は、総務省のこの委員会を全く踏らずに、単純に言えば部長成長で物を進め始めて、もう既に二千八人始まっちゃったわけだから、これは早くやらないとだめだと言っているのだから、結論を決めてください。

○中井委員長 ちよつと時計をとめてください。(連記中止)

○中井委員長 連記を起しててください。鴨下君、統一見解を聞いてください。

○鴨下委員 委員長に、両省の話、結論を出せと。そうじゃないと、国民の中に、救済してもらえないかと思っている百万人の人、委員長、重い話ですから聞いてくださいよ。

○中井委員長 聞いています。

○鴨下委員 それからもう一つは、二千人人を超えるいわば、号被保険者が、保険料を払わなくたって救済してもらうんだというふうなふうに思いうわけだから、だから、一刻も早くこれについては結論を出して、管内閣として、これは例えば救済を優先にするのか、それともルールを優先にするのか、この結論をきちんとしてくれ、こういう話を今やってください。

○中井委員長 それについて、両大臣から答えをさせます。協議の結果を答えさせます。

○細川国務大臣 今手続が進んでおりますから、それについては手続はすべて留保するというようにさせていただきます。十八日に監視委員会がございまして、そこでその結論を踏まえて早急に決定したいというふうに思います。(発言する者あり)

○中井委員長 ちよつとそれは総務大臣から言わせませう。

○片山国務大臣 いずれにしても、早く結論を出さなきゃいけないというのはおっしゃるとおりであります。

それで、今厚労大臣からお話がありました、年金業務監視委員会を、二十八日に予定しておりますが、これをできるだけ前倒しできないかというところを、早速その調整をしたいと思っております。その上で、年金業務監視委員会がどういふ委員会としての結論を出されるのか、それを受けて厚労大臣と相談をして、厚労省の方の取り扱いを決めていただくということになります。

○鴨下委員 私は納得できません。それは、一つは、今既に救済してしまつた約二千人の方々をどうするのかという話と、デュープロセスに従ってやるんだしたら、手続に従ってやるんだしたら、厚労省はこれえらい価値があるわけですよ。ですから、そのことについて、では二千人の人たちも含めてどういふいわば結論を出すのかということについて、全く納得できない。もう一度調整してください。

○中井委員長 今の点について厚労大臣から答弁させます。給付の点について、(鴨下委員)いや、違う、委員長が調整してくれと言っているんだ。納得できないよと呼ぶ今の点については、細川厚労大臣から答弁させます。答弁を聞いてください。(発言する者あり)違う、同じことじゃありません。

○細川国務大臣 今、二千人の方が請求をいたしておりますから、それについて、既にその資格ありというふうな決定している方で……(発言する者あり)定期払いで、月十五日払いということ

で支払いをしている方がいるかどうか、これもちよつとよくわかりませんが、少ないのではないかと思えますけれども、ただ、この後の形での支払いということについては留保させておいて……(発言する者あり)それは既に払っておりますから、それについてはこれからのこととして決定をさせていただきます。

以上です。

○鴨下委員 納得できません。

それで、結果的には、救済をした二千人の方々からは取り上げるんですか。それとも、その方々

はそのまま救済して、そしてきよう私がこうして質問したから、では手続にのつとつとていつて、ほかの人たちはみんなだめにするというんだつたら、これは責任が重い。だから……

○中井委員長 鴨下さんにお尋ね。鴨下さんはどつちだとおっしゃるんですか。(発言する者あり)

では、時計をとめて。

〔速記中止〕

○中井委員長 速記を起してください。

片山総務大臣。(発言する者あり)

○片山総務大臣 大事なことでありますから、少しお聞きください。

これは非常に重要な問題です。国民にとつても、それから年金の制度にとつても、非常に重要な問題であります。ここであつたこととするといふのを無理に決めることは、私は事態をまた悪化させることになると思ひます。しばらく時間をいただいて、所定の手続もありますので、その上で、両省間でよく話し合ひをして、政府全体として結論を出したい、こう申し上げているわけでありませう。

○細川國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、年金の支給については、手続的には、今のところ、ここで留保させていただくということとで御理解をいただきたいというふうに思ひます。(鴨下委員、だめ、だめ、だめと呼ぶ)

○中井委員長 鴨下さん、どこがだめか、ちよつと申してください。御指摘ください。時計をとめて、時計をとめて。

〔速記中止〕

○中井委員長 時計起して。

鴨下質議者に申し上げます。

非常に重大な御指摘であります。今、この場で、急ぐ、結論を政府が出せということについて御注文をいただきました。

急ぐということについては、今お話がありました。そして、十八日に二人の大臣の間で話を

けて方向を出すということ、その間、従来の手続をとめるといふことについても御報告いたしました。

これについて、それを政府で決めて持つてこいというお話ですか、それとも二十八日では遅いというのでしようか、そこをひとつお聞かせをいただきます。

○鴨下委員 委員長がやつと、この問題の事重大さをよくわかつてきたんだけれども、結果的には、私が言っているのは、ルール優位か、あるいは救済優位か、どつちかを、いずれにしてもこの管内閣が決めることになっているんですよ。だから、その結論が出るまで私は質問を留保いたします。

○中井委員長 そうすると、それはどういふことですか、次へ残すということですか、二十八日、集中のときにおやりになりますか。(発言する者あり)

それでは、鴨下さん、御意向はわかりました。理事会で、ただいまの質問をどうするかということについて協議いたします。

時間は約十五分とまっております。その後、その他の質問をやる気はありませんか。(鴨下委員「いや、もうない、だつてこれだから」と呼ぶ)

それでは、鴨下君の質問は、十五分を残して、次回ということで、ここでとめます。

〔速記中止〕

○中井委員長 速記を起してください。

高橋千鶴子さん。(発言する者あり)

これは、笠井さん、流していますよ、そんなことしたらだめ、だめ。(発言する者あり)

それでは、委員の皆さんに申し上げます。委員長はこのまま質問を進行して次の高橋君の質問を要求いたしました。野党の諸君は理事会

で協議してからじやないかだめだということでありませう、ここで休憩して理事会に入ります。しばらく休みたいと思います。

午前十一時四十分休憩

午後三時二十分開議

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋(三)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。冒頭、通告をしておりますが、細川大臣に、問お伺いいたします。

午前の部で、鴨下委員の質問が積み残しとなりました。国民の年金権にかかわる重大な問題だと思ひます。一片の課長通知で決められた、これは大問題です。その原因である課長通知を本委員会に提出すべきだと思ひますが、大臣、お答えいただけますか。

○細川國務大臣 用意をして提出をさせていただきます。

○中井委員長 夕刻です、夕刻の理事会まで、細川國務大臣 夕刻の理事会までに出させていただきます。

○高橋(三)委員 確認をいたしました。では、早速本題に入りたいと思ひます。

資料をお配りしてありますので、枚目を見ていただきます。

一月十九日の日経新聞でございませう。この日は、各紙が同じような内容になっておりました。つは葉書イレッサ訴訟、政府、和解拒否を表明と書いてあります。そして、もう一つはB型肝炎は受け入れ、いずれも同の責任を問う。つは訴訟で、明暗が分かれたかのように見えます。しかし、果たしてそうでしょうか。原告らが同様の誠実な謝罪と全員救済を望んでいるにもかかわらず、政府は正面からこたえていないので、私は、この二つの問題は同じ根を持つてい

思ひます。きょうは、葉書イレッサとB型肝炎、菅総理は所信演説でも不条理を正すと言つたわけですが、まさしく不条理な事態となつてこの問題について、一日も早い全面解決を求める立場から、閣僚各大臣に質問をしたいと思ひます。

初めに、葉書イレッサの問題です。

世界の最初に承認された肺がん治療薬イレッサは、市販後半年間で百八十名が死亡、昨年九月までに八百十九人が副作用で亡くなつております。間質性肺炎で娘さんを亡くした近沢昭雄さんら遺族と患者十五名が国と輸入販売会社を相手取つた訴訟は、ことし一月七日に大阪と東京の両地裁から和解を勧告する所見が出されました。

政府はこれを拒否、あすの大阪、米月の東京判決を待つとしております。菅総理も、がん患者全体の利益から見てどうなのか、このような弁償を繰り返してはなりません。これは、こう受けとめますと、一部にあるドラッグラグ、新薬の承認を切実に待っている患者さんたちがいる、その方たちに何か、この承認がおくれるとかできないとか、そういうようなイメージをつくつていられるのではな

いかと思ひます。

しかし、所見は、イレッサの承認は間違ひだつたと断罪しているではありません。もちろん、原告や弁護団もそれを求めているのではないのです。がん医療の進展と患者の権利の保障、医薬品の安全性確保は表裏一体のものであるとして、葉書イレッサを早急に解決することががん患者全体の利益につながるかと表明をしております。

そこで、細川大臣、この問題を解決することはがん患者とイレッサの被害者を区分させるものではないのだ、がん医療の進展とがん患者全体の利益のために負するものであると考えますが、この点では認識を共有できるでしょうか。

○細川國務大臣 私ども、今回のこの事件に学びまして、医療、医薬品行政全体の向上に向けてしっかりとやっていかなければというふうに思つております。

ていたが、最終的には今回の救済策を御判断したのには細川大臣ですか。

○細川國務大臣 最終的に、年金回復委員会が十一月十四日に開かれて、そこで、従来どおり年金回復委員会が決めたとおりに実行する、こういうことになった、そこで決定、こういうことになろうと思います。

○加藤(勝)分科員 いや、さつき副大臣がおっしゃったように御質問ですから、諮問機関じゃありませんからね、基本的には、あくまでも御質問を受けて、決めるのは大臣でしょう。だから、大臣が決めた。しかし、事態の進捗は課長通知で行われた、こういう認識でよろしいですか。だから、今のは大臣が判断された、あるいは政務三役で御判断された、こういうふうな認識していいですか。いや、大臣に聞いています。

○大塚副大臣 事実関係でございまして、恐縮ですが、私からお答えをさせていただきます。委員も大蔵省御出身でよく御承知のことと思いますが、所管の事項についての行政決定権限は当然大臣が御持ちでございますので、その大臣が決定したことにございまして、その大臣が決定したことにございまして、さまたげ手段があるかという点については、さまざま手段があるかという点、今回は課長通知であったということだと思っております。そして、通知の相手方は日本年金機構でありますので、課長通知が適切というふうな判断したということだと思っております。

○加藤(勝)分科員 いや、聞いています。そこを言っているんじゃないんです。大臣が判断された、あるいは大臣が御了解された、いろいろな言葉があります、最終的には大臣が決定された、これにこの救済措置がつくられた、そうでしょう。

○細川國務大臣 それは、当然、厚生労働大臣として最終的な責任は私にありますから、そういうことになります。

○加藤(勝)分科員 通常、白民党の場合には、本件ぐらゐの事であれば本部会で議論があつたり

するというのはあるんですが、これは民主党政中での議論をされたんですか。ちよつと政府に聞くのも変でありますけれども、知つていたらお答えいたしたいと思つてます。

○大塚副大臣 恐縮ですが、厚生労働部門会議というのには私はこの間まで余り出ておりませんので、事実関係は存じ上げません。

○加藤(勝)分科員 それから、これは非常に、後で聞きますが、法律上どうなるかということでありまして、私が役所にいた経験からすると、内閣法制局にこういう措置が、要するに、法文上、明確に書いてあれば全く聞く必要はありませんが、法文上、明確になつていない措置でありますから、当然、事前に相談をして了解をとるなり、あるいは内閣法制局の感触を伺うなり、一般的にはするのでありますけれども、本件については内閣法制局に対して、これは事務方ペースだと思つても、御相談をいたしました経緯はあります。

○石井政府参考人 私どももいたしましては、制度運用の範囲内と考へまして、事前に内閣法制局への御相談はいたしておりました。

○加藤(勝)分科員 そうしますと、本件の運用の中で一点確認したいんですが、例え、直近十年間がこのままだと不整合の期間でありました。その方が、一応、通常は年金をそろそろもらへるという規定時期に來られました。今回の措置では、二年間は未納期間ですから払つてくださる、八年分は運用三号ですということになるんですが、運用三号になるための条件として、この直近二年間の支払いが要件ですか。それとも、全関係ないんですか。

○石井政府参考人 運用三号を適用するかどうかという判断の際に、直近の二年間の保険料納付を関係づけられていることではございせん。

○加藤(勝)分科員 先ほど数十から百万人とおっしゃった方が多分今回の救済策の対象者になるんだらうと思つて、この対象者について、いろいろ事務方からお話を聞くと、平成

十七年度以降については、いろいろな情報が入つてきているので、基本的に歳入と歳出を別々、すなわち、号から、号にしてあります。しかし、健保組合あるいは住所未定者、こういった者は落ちていますというところになると、百万人の中身は、その対象者でない十六年以前からというんでしょか。十七年以降の人がそのとき発生したのか、継続していた人がどうしているのか、私はちよつとわかりませんが、考え方としては、十六年以前の方と十七年以前に補れた方というのが基本的な対象者になるというふうな想定されるんですが、その想定で間違いないですか。

○大塚副大臣 先ほどの数字は、昨年のある一時の定額調査から出てきておりますので、今先生が御説明いただいた内容との整合性の観点からいふと、先生がお話しいただいたような動作が行われるようになった後は、比較的発生が少なくないと思つております。

したがつて、定額調査から推定されるその人数の中に含まれている割合は、平成十六年、十七年以前にそういう状態になつた方が多いのではなかつたかというふうな推定されます。

○加藤(勝)分科員 今回の救済措置によつて、年金記録上は将来払われるというふうなカウントしてありますから、ざくつと、言へば、今の年金試算においては将来の支払い対象、こういうことになるわけですが、本来の運用をすれば、その方は年金が支給されない、場合によつては無年金になる方もいらつしやるかもしれない。その金額、保険料から支払われる分、あるいは、当然、今でいへば二分の、過去の分、あるいは、分の、が税金から入るわけですから、大体、その方がどれだけ年金をもらうかとか、いろいろの要件がありますけれども、ざくつとして、十億円規模なのか、十億規模なのか、兆円規模ぐらいに将来なるのか、これはやはりイメージの問題なんです。その辺、どういうふうに見ておられるんですか。

○大塚副大臣 大変恐縮ですが、今まさしく委員御自身でお話しいただいたように、いろいろな

ケースがありまして、大変短い方から長い期間まである方もいると思つてますので、大体どのぐらいの規模になるかというところは、現時点では全く申し上げることができません。

○加藤(勝)分科員 きょうはそれでいいですけれども、正直いって、この話は二十三年度予算にも絡む話ですから、当然、年金支給が出てきますから、だから、ある程度の数字、イメージは当然出していただかないと、この措置の影響がどのぐらいかというのはいくらもできませんので、そのことを出していただかないと、きょうは要望だけにしておきます。

○大塚副大臣 重要な御指摘をいただいておりますが、予算との関係で申し上げますと、旧政前に生じた状態で今年金給付が行われておりますので、ということとは、予算上はもう措置されているわけでありまして。

したがつて、今回の運用三号は、本来であれば、気がつかずにそのまま給付が行われていた年金財政に対して、二年分だけでも保険料をお支払いくださいという形で、年金財政にかかる負担を軽減する方向に御配慮があるということとはぜひ御理解いただきたいと思つております。

○加藤(勝)分科員 いや、さつきお聞きしました。規定時においては、記録がある方は、原則、これまでの扱いは、やはり全部外すんでしよう。迎うじやないですか、いつていふことが、だから、それを入れるということになれば、その直近二年は別です。例えば十年の方の八年分、その分については、ことし年金規定をし、ことしからもう方については、明らかに税の負担は今年度予算で発生するんでしよう。

○大塚副大臣 今、二つの論点があつたと思つてます。

一つは、正しい状態に戻せば、年金財政、つまり、予算も含めた年金財政への負担が下がるといふのは先生の御指摘のとおりであります。しかし、来年度の予算に影響があるかどうかという観点でいうと、既に政権交代前に発生した状

況に基づいて今給付が行われておりますので、その面での予算的な、あるいは年金財政の一年間のキャッシュフローを考慮の上での外形上の影響は出てこないというのを申し上げておきます。

たしつかり議論させていただきたいと思っております。それから、この間、例えば、そうはいつても窓口で訂正をされている方、あるいは私が今申し上げた形で成定の申請を、多分二千何百人も、この措置があるから手を挙げたという方よりは、通常のように窓口で成定申請にいられて、たまたまあなたはこちらに該当しますというのが多分二千何百人だと私は思いますけれども、そうすると、月はいいですけれども、例えば去年の一年間で、実際に窓口に来られて、そして皆さん方が、今でいえば年金機構が、不整合だという記録を持つていた人については当然、運用三号ではなくて一号という形で処理をされているわけですね。その人の割合、人数というのはどのくらいですか。

くなくて、そのAの産業保健推進センターの機能が基本的に管理上はB県に移りました。しかし医師会がA県の医師会なんですかというのには、非常にやりにくいじゃないかと、その辺、もつとしつかり、規模で無駄があるところ、事務上の効率をやるのはともかくとして、仕組みとしてはしつかり残していただくことが、両輪として産業隊という仕組み。

て、それぞれきちんとした機能を持っている、それがみんなやっていくというのは私は大事だと思えますから、そこはいろいろな流れがあつて、洪々やっているとところもあるのかもしれないけれども、実際にやはり、産業医、さらにヘルスケア等、本当にこれからしつかり取り組むべき課題だと私は思いますから、それが後退しないような体制をしつかりしていただきたいと思います。我々も引き続き注視しながら、また議論をさせていただきます。ありがとうございました。

だから、最後、閉算したときのイメージでもいいますけれども、要するに、二十三年度、私どもがもし来年度からもう立場だとすれば、私がその期間があるかないか、そしてその扱いがどうかで、私がもう年金額は逆になりますよね、当然。そうすれば、基礎年金の部分については、当然、当然、税金の部分も変わってきますよね。その部分は二十三年度予算で担保されているわけですから、進んで大丈夫ですか。

〇石井政府参考人 委員お尋ねの数字については把握をいたしておりません。

それからさらに、今の政権でもメンタルヘルス対策をしつかりやっていかなきゃいけない。そして、メンタルヘルス支援センターは既にこの推進センターの中に二十一年度から設置をされている。どこまで機能しているかはこれからの話ですが、そういうことをしていかうとすれば、せつかくみんながまとまってやっていくところを、一部だけ切り取ってどこか遠く県にくつつけてしまうというイメージで多くの方は受けとめておられるんですが、やはりこれはおやめになった方がいいと思えますけれども、いかがお考えなんですか。

〇郡主査代理 これにて加藤勝信さんの質疑は終了いたしました。

〇大塚副大臣 きつちり話は、御質問と私の認識もすり合っていると思えます。

〇加藤(勝)分科員 あるいは、これまでやってこられた中で、十七年以降は連続、不整合がありまるといふ通知をされていますね、それに基づいて訂正をされた方はどのくらいおられるんですか。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

〇郡主査代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

〔細川副大臣の説明を省略した部分〕
次に、平成二十二年厚生労働省所管、一般会計予算の主要経費別の概要を説明いたします。
第一は、社会保障関係費のうち、年金医療介護保険給付費については、総額一兆九千七百三億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第二は、生活保護費ですが、総額二兆六千六百五億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第三は、社会福祉費ですが、総額四兆三千九百四十六億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第四は、保健衛生対策費ですが、総額二千八百九十二億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第五は、雇用対策対策費ですが、総額二千五百四十七億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第六は、文教及び科学振興費のうち、科学技術振興費ですが、総額千九百億円を計上しています。

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第七は、恩給関係費のうち、遺族及び留守家族

〇加藤(勝)分科員 いや、逆いますよ。保険料が収められるかというのと、今年度の税の負担額というのとは全く別の話でしょう。一緒にしちゃだめですよ、それは。

〇石井政府参考人 平成十七年度から二十一年度、届け出の勧奨、職権による種別変更ではないのでありますが、その前段階の届け出の勧奨を行いました件数が、十七年度から二十一年度までの五年間で約九十八万件でございます。

〇小林大臣政務官 加藤先生御指摘のとおり、昨年の事業仕分けにおいて、独立行政法人の効率化、組織のスリム化という観点から、今年度末に六センターを廃止する、このようになりました。

第七は、恩給関係費のうち、遺族及び留守家族

のマニフェストは、二十一年度には何をやる、二十二年度には何をやる、二十三年度には何をやる、二十四年度には何をやる、二十五年度で総額一兆八千億と書いてあるんですよ。毎年度、毎年度の約束なんです。これは、これは間違いがないと思はれますよ。これは否定できない。

しかし、ほとんどの約束が実現できていない。民間会社でいえば……(発言する者あり)いいですか、民間会社でいえば、手形を振り出して商品を受け取る、商品を受け取ったけれども、その手形が割れなかつたら、その会社は当然つぶれるんですよ。前からその手形が割れないことを承知でその手形を発行していれば、これは取り込み詐欺なんですよ。(発言する者あり)

だから、どうぞ皆さん、今やじっている人の顔を人一人、人一人くたさい。今のあなたの権力の源泉はなっている、特に憲法でいえば衆参が違つた場合は衆議院の決定になりますね。この衆議院議員の人たちは、この取り込み詐欺のマニフェストで当選をした取り込み詐欺議員ですよ。

そして、あなたの首を差し出して、次々かえろかえろと、予算関連法案を通過せんということをあなたの党内から言っています。あなたはやる必要ありませんよ。今聞かれているのは、あなたに徳がないとか、あなたがうまくいかなかったことは党内で解決してください、国民に対して大切なことは、やはりあなたの権力の源泉が国民との契約とは違つたことなんです。これを正さなければならぬと思いますが、どうですか。

○菅内閣総理大臣 まず、原則的に、マニフェストというものが相当程度実行されているという客観的なことを申し上げておきたいと思えます。例えば、従来、どちらかといえば高齢者中心の社会保障の充実が図られてきましたけれども、子供や若い人に対して必ずしも十分でなかつたというところで、子ども手当、初年度月一万二千元、そして、今御審議いただいている予算で三歳まで二万円、こういう形で進行しております。また、農業政策のあり方の根本を変える戸別所得補償も推

進をいたしております。高校の無償化も実行されております。さらに大きく言えば、公共事業中心の従来の政策から、例えば社会保障とかあるいは教育の分野、そういう全体の予算の配分も、この政権交代後、大きく変わりました。

そういう意味で、まずマニフェストができていないという認識が、残念ながら、伊吹さんと私は全く違つております。

○伊吹委員 これは……(発言する者あり)ちよつと静かにしよう。

これは、テレビをこらんになつて国民の皆さんが、あなたの言っていることが正しいか、私の言っていることが正しいか、これは国民が判断されます。だから、それでいいじゃないですか。あなたはできておつしやるだけども、しかし、もしこういうことがこれからどんどんどんどんまかり通るのであれば、選挙のときにあることを言つて票をとって、権力を掌握した後、それをやめてもいいということなら、選挙の意味はなくなるんですよ。民主主義というものはなくなるんですよ。

自民党もこういうことをやっていたら、私、過去のことをずっと調べてみました。質問するにについては、まず、個別の票を持つ人に国家を通じて金をばらまくということ、少なくとも自民党は公約していません。年限りの措置なんです。定額給付金については、年限りの措置なんです。そして、ふるさと交付金は各自自治体に分けておけるものなんです。まあ、これはいいでしょう。

そこで、最後に申し上げておきます。予算と予算関連法案はやはり同じものなんです。というものは、野田財務大臣、突然だけれども、予算における、引上げられている収入というのはどういう性格のものでしょうか。

○野田国務大臣 予算を執行する上で、特例公債法案とか税法とか、これは予算の執行を裏づけるものであります。収入面から申す、そういう一體的な内容でございします。

○伊吹委員 少し違う。まあ、半分ぐらい合っているだけども。

歳出は、そこまで国民の税金や将来の国民の税金の負担である国債を使つてもいいという制限を、国民の代表である国会が政府に渡すこと。しかし、収入は、あくまでこれは見込みもありません。そして、その確保は各法律で規定されているんですよ。だから、従来であれば、一体となつて送っているのはそういう意味があるんですよ。だから、政党内閣の四月十日の地方統一選挙の意思だとかいろいろあることがあるかも知れないけれども、もしこれを分離して送れば、あなた方は、送つた途端に、三十日の規定があるから自然成立をするので参議院は言うことを聞くと思つて、しかもわかりませんが、なかなか私は、西岡さんという議長は院の権威を守る方だから、こんなことをやつてしまつたら、その後のすべての予算関連法案が参議院でストップしてしまいますよ。

菅さん、まだまだしばらくは時間があるから、ぜひ一体として、これは、あなたのところは衆議院は圧倒的に多数を持っているんだから、衆議院から一体として送るべきです。そして、国民に迷惑をかけないように、参議院で三月三十一日までに通すものと通さないもの、知恵をやりきつたと出さないと、参議院がぐちゃぐちゃになりますよ。こんなことをしてはならぬ。

そして、仮に、昨年、予算関連法案も予算もしつかり通つたときでも、四月の税金、収入は、四月は国債を発行していませんね。四月の収入は、支出を五兆円、特別会計も入れれば十兆円下回つていんですよ。その間をつなぐのは、昔の大蔵省並み、今の財務省並みですね。

七月まで時間があるんですよ。だから、菅さん、あなたの首を差し出すから関連法案を通過せんという言葉に申すから関連法案を通過せん、これは、今わあわあわあ言つてテレビに映つている、有権者の皆さんも選挙区の人を見てくださいます。この人たちが当選してきた正統性がな

いということなんです。だから、あなたのやるべきことは、期間のある間に解散をして、そして、しつかりとした民主主義を日本に根づかせた総理大臣として名を残すことです。このままなら、党内を掌握できずに結局野たれ死にしちやつたという名前しか残せませんよ、菅さん。私は、あなたと長い間、一緒に政治をやつてきた友人だから、ここはしつかりとやつてもらいたい。国民に迷惑をかけるために、解散をして迷惑をかけるようにするために、解散するんだということだけをしつかりと野党で詰り合つて、そして、しつかりとした民主主義を日本に根づかせようじゃないですか。

どうですか、最後に。

○菅内閣総理大臣 まず、公債特例法、確かに、この十年ほどは予算と、緒に出されているケースが多いわけですが、しかし、例えば平成元年は六月十六日がつしか公債の衆議院の本会採決でありますし、それ以前はほとんど一月ないし二月、予算よりもおくれしております。ですから、それが必ずしも例外だということにはなりません。それに含めて申し上げれば、先ほど申し上げたように、私は、今せつかく景気が回復基調になつている中で、まず予算を通過、成立させていたでして、そしてできるところから予算関連法案を成立させていただく、最終的にはもちろんこの特例法を成立させていたのだと思はれますが、そのやり方については、やはり実現を最大限目指すという中で国会の扱いに任せてまいりたい、こう考えております。

○伊吹委員 ありがどうございしました。どうぞ、テレビをこらんなつた主婦の皆さん、今の問答を御覧いただいたら結構だと思はれます。ありがどうございしました。

○中井委員長 この際、加藤勝信君から関連質問の申し出があります。伊吹君の持ち時間の範囲内でこれを許します。加藤勝信君。

○加藤勝信委員 白山民主党の加藤勝信でございます。

○加藤勝信委員 白山民主党の加藤勝信でございます。

きようは、我が党の鴨下委員が二月二十四日の予算委員会で取り上げ、また社民党の阿部議員からも質問主意書が出されている第三号被保険者の記録不整合問題、これに絞って質問をさせていたきたいと思います。

この問題は、年金という大衆国民の関心の高い問題であるとともに、これが週末、マスコミ、あるいは各新聞では社説においても取り上げられていく、そして、そうしたことを受けて国民からもさまざまな声が高まる問題であります。まさに広く国民の権利と義務にかかわる問題だ、こう思うわけでございます。

そういう認識のもとで、まず、若干事実関係あるいは制度の前提を確認させて、質問に入りたいと思いますが、パネルをお願いいたします。

そもそも、この不整合記録の問題でありますけれども、現役世代のすべての人たちは国民年金に加入する、こういうことになっているわけであります。そして三種類、ここにありますが、一、二、三、号の被保険者になることになっております。

ちよつと順番が変わりますけれども、二、号被保険者というのが、いわゆる民間のサラリーマンや公務員の方であります。そして三、号被保険者、これが今問題になるところでありますけれども、第一、号被保険者の被扶養配偶者、これがポイントなんです。第二、号被保険者の配偶者であること、そして被扶養の条件、一般的には年収が百三十万未満ということでしょう、そういうことである。そして、上の、号は、通常は自営業者と「わかれておりますけれども、実態は、そういう方に加えて、逆に言えば、二、三、号でない方がすべて一、号に入っている。これが今我が国の仕組みになっているわけであります。

そして、保険料は、第一号の被保険者は、今、毎月一万五千円でしょうか定額で払うことになっております。そして、第二号被保険者は、厚生年金あるいは共済年金等の部分を含めて、今、大体一六

%、労使折半ですから御本人は八%くらいお払いになる。そして第三号被保険者、第三号被保険者は直接的負担はないわけでありまして。しかし、この第三号被保険者として認められている期間については保険料は納付されている、こういうことになりまして、将来の年金額に反映をされる。では、その年金額の支給分はだれが負担しているかといえ、各年金制度、言ってしまうと、年金保険料、そして国庫負担、すなわち税、こういう仕組みになっているわけであります。

そして、ここで出てくる問題は、この二、三、号被保険者でなくなる場合ということでありまして、いろいろケースがありますから、重立った例を二つ取り上げさせていただきます。一つ目は、先ほど申し上げた、例えば配偶者である夫が第二号被保険者でなくなる、退職したりリストラしたり、そういうことになりまして、この第三号被保険者、奥さんになります。これは第一号被保険者になることになっているわけであります。

例の二を申し上げますと、これは、奥さんの方の事情で、先ほど申し上げた被扶養という点、すなわち百三十万円以上の収入を得るようになられた、そうすると自動的に第三号から外れる、こういうことになっているわけであります。

そして、ここで出てくるのが、三番目の不整合の問題なんです。基本的に、こうした事例の場合には、本来であれば、自分が第三号から第二号被保険者になりますよ、これは種別変更と「わかれるそうですが、届け出を行うこと」になるわけですね。そして、その後、一、号被保険者になれば、当然毎月毎月の保険料を納めることになる。

しかし、問題なのは、この届け出が実は行われていない、こういう方が結構おられる。これがいわゆる不整合記録、違ふ言い方をしますと、実際の被保険者の種別は第一号被保険者であるにもかかわらず、届け出がされていないため年金の記録上は第三号被保険者となっている。

これが不整合記録という部分でありまして、以

生労働者のある一時点で調べられたその数字によりまして、この不整合記録を有する人、これは、今の被保険者だけじゃなくて、中にはもう既に年金受給をされている方もおられるかもしれない、あるいは保険を納める期間が終わって年金がもらえる期間の間の方もおられるかもしれない、そういう方を全部含めると、数十万から百万を超える方がおられるであろう、あるいはほかも、本件の取り扱いは、まず、場合によっては百万人を超える方々の年金そのものに大きくかわる、こういう問題なんです。

基本的には、本来、こういう不整合記録を出さないように努力をしていなければいけない、あるいはこれからしていく、これがまず当然でありまして、今回、厚生労働省が出されたいわゆる救済策において、この不整合記録を有する方が、いよいよ自分が年金をもらえる、六十五歳の直前になると思っています。年金事務所、今でいえば機構の事務所に行きまして、では実際に申請する場合には、これまでの、すなわち去年までのあるいは本来の取り扱いとそして救済措置における取り扱いと、一体どう変わるのか、これをまず厚生労働大臣から御説明いただきたいと思っております。

○細川國務大臣 加藤委員の御質問にお答えいたします。これまで、六十五歳になる直前に申請に来られます、そのときには、三、号被保険者で来られた場合に、本来ならば、二、号であるかどうかということをお確かめ、そしてそれが不、致ならばその点については未納期間、こういうことで計算をして、そしてきちつと不整合を訂正して、年金がどれくらいになるかを決める、こういうのが本来の姿でございます。

ところが、それは、過去の、調べてみますと、特に、始まったのが六十年四月でありまして、それから、平成十年の四月まで、これはほとんど社会保険庁の方は何もそういう実態が、一、号被保険者になったというところでそれを改めるような

ことはほとんどしていなかったという状況で、申請に来てもそれは三、号被保険者のままでやっていた、こういうことになりました。

そして、その後、平成十七年、総務省の方から改善の勧告がございました。十七年からは罰と、三、号被保険者へ変更しようという勧告、そしてそれをしなかったらそれを抹消、種別変更を強制的にする、というような形でやってきました。それでもまだほとんどできていなかったというのがありまして、それで、十七年以降はしっかりとそれをやるようになってきておりますけれども、それでもまだ実態に合わないようなことをやっていた、こういう状況があります。

そこで、今度は、それを通過三、号では、そういう不整合期間がありましたならば、それについて是正をする、そういうのも尊重する、といいますが、記録を尊重する、ということ、二年間だけは請求をして、そして、それ以前の期間については、その三、号被保険者という記録を尊重して、納期間については、これは、一、二、号被保険者であったというところで取り扱おう、こういうことを決めたのが三、号の通過でございます。

○加藤(勝)委員 簡単に申し上げますと、この不整合記録の期間を年金の支給に反映する、かしくないかということが、ここによって変わるわけでありまして、これまで反映されなかった、そしてこの救済措置によって反映されることになった、これがポイントだと思っております。

確かに、御主人が脱サラして第一号被保険者になりました。奥さんそのものは、自分は第三号被保険者である、ということの認識がどこまであるのか。あるいは、届け出なければいけない、ということを余り認識されていなかった、そういう方も確かにいらっしゃると思っております。

金をもらいに行ったら、どかんと、あるいは、場合によっては年金をもらえない、これはどうにかしなきゃならない、私はこれは一理ある、こういう話だと思っております。しかし、これに対して、やはり不公平じゃない

か、問題があるんじゃないかということが年金業務監視委員会、これは総務省の所管する委員会でありますね。この二月の十六日の委員会で次から次へとおかしなじゃないかという声が出されておられます。私がいただいた議事要旨を見ると、反対する意見だけ出されたのかもしれないけれども、この措置でいいんだ、厚労省の措置でいいんだという声は、つもない、むしろ、おかしいと言ふばかりだ、こう思うんですが、総務大臣、どうですか。

○片山國務大臣 年金業務監視委員会での問題が提起をされて、論点は幾つかあったようでありますけれども、その一つは、さつき加藤議員もおっしゃいましたけれども、ある特定のグループといえますか属性にある人たちが救うことによつて、別途の不公平を生むのではないかと論点、それからもう一つは、法的にその根拠がはつきりしているのかという論点、こういう論点が出されたというふうに向つております。

○加藤(勝)委員 今の、まさに委員会で指摘のあった不公平感、例えば、ちゃんと法台にのつて届け出をしていただ方は、ずっと保険料を納めて初めて年金をもらえるわけですから、それとの問題、あるいは、同じ不整合記録があったにもかかわらず、去年まで年金の裁定請求に行つた場合と行かない場合との取り扱ひの不公平。

これはどのぐらいの金額になるか、ちよつと私、一つの例で計算してみました。例えば、不整合期間が五年あるという方の場合、一年間保険料を納めていたと、年金額は約一百万円上がることになるんですね。そして、五年間ですから、それが五倍で年額十百万円変わってきます。そして、女性の方の平均寿命、六十五歳からの平均余命というんですか、二十四年なんです。そうすると、二十四年掛ける、一百万円なんです。二百四十万もの差がある、ある日を前後して、法律の改正もなく異なってしまう、こういうところに問題があるんじゃないか、そして、それが法律にもよらないということでありまして。

第一、第四号 予算委員会議録第十八号 平成二十三年二月二十八日

通常、これだけ大きな話を政府が判断するといふ場合には、関係する皆さんにしっかりと調整を協議をして、そして決めていくのが、少なくとも私どものときのやり方でありました。

○梶田政府参考人 お答えいたします。今お尋ねの件につきましては、事前に厚生労働省から相談を受けたことはございません。

○加藤(勝)委員 そして、今回御指摘になった年金業務監視委員会を所管されている総務大臣、総務省に対して、事前の相談はありましたか。

○片山國務大臣 業務監視委員会に対しての事前の相談はなかったと聞いておりますが、これは、年金業務監視委員会が、事前にそういう相談を受けて、両首でよく協議してという、そういう性格ではありませんが、国民年金などの業務について、必要に応じて業務監視委員会が意見を申し入れることができる、こういう仕組みになっております。

○加藤(勝)委員 そして、こういう話は、政府・与党一体であります。与党の政調の関係、玄葉大臣は政調会長も業務をされているということでありまして、政調の皆さん方に事前に相談はありましたか。

○玄葉國務大臣 部門の方に相談があったかどうかは調べないとわかりませんが、少なくとも私も私には事前にごさいます。

○加藤(勝)委員 私が聞いています限りは、そういう議論がされたことはないということをお聞きしておりますが、それはまた後で、違つたら訂正をさせていただきますかと思ひます。

要するに、今ずつと指摘をしましりましたように、関係者、与党も含めて、全く協議を行わない、そして、結果的に、年金業務監視委員会から、不公平だ、あるいは法律にしておくべきであった、こういう指摘が行われている事態になつたわけでありまして。

私は、この問題は、救済策にも一理あると先ほど申し上げました。そして、おかしいという指摘にも、理あるわけでありまして。すなわち、何が公平で、何が公正かという、まさに価値判断に係る問題だと私は思うんですね。そして、多くの国民にもかかわる問題であります。まさに、こういう問題は、広く国民に開かれた議論の場において、まさに政治が主導して結論を出すべき問題だといふふうに思うわけでありまして。

そして、先ほど申し上げたように、本当に一月、去年とことし違うだけで、場合によっては二百四十万も生損年金が違う、そういうことが、法律改正によるものではなく、このボードを見ていただきたいんですけれども、この通知によつてそれがなされているわけですね、あるいはなされることになつたわけでありまして。それは、ここにありますように、議まさせていただきますけれども、厚生労働省年金局事業企画課長、こういう名前です。そしてもう一人、年金局事業管理課長、まさに厚生労働省の課長のお名前のこの通知で処理をされているということでありまして。

民主党の皆さんあるいは菅政権は、政治主導だと言つておきながら、こうした対応がとられたことに対して、御感想を伺いたいと思ひます。

○枝野國務大臣 まず、これは厚生労働省の内部限りで議論をしていただというわけではありませんが、年金記録回復委員会の方で、昨年の三月にはこの問題点を指摘して、そして、こういう方策が必要ではないかという考え方を公開いたしました。そして、昨年の十二月にも、年金記録回復委員会の公開の場で、こうした運用の改善について公開の場で議論をして、こういう方向でとらばというふうに思ひます。

たすという前提で、今、厚生労働大臣を中心に、総務大臣とも御相談をいたしたい、必要に応じて、私の方も調整に関与させていただいて、しっかりと公平性とそして現実的な救済との兼ね合いを判断してまいりたいというふうに思つております。

○加藤(勝)委員 官房長官、間違つていますよ。厚生省内部なんです。回復委員会というのは、これは、厚生労働大臣の伺ひ定めによつてできていて、全く助言する機関ですよ。厚生労働省内部だけではない、訂正してください。

○枝野國務大臣 ちよつと言葉遣ひに誤解があったらおわびを申し上げますが、厚生労働省のそういう機関でございまして、今申し上げた議論は、公開されたものの中で、昨年の二月末、公開をされて議論をされたということを申し上げたかったもので、言葉が足りなかつたら訂正いたします。

もし、去年の三月からこういうことが議論になつていましてよと知つていけば、去年の十一月まで、こういうことなら少し待つてみようという方だつていたでしょう。しかし、その方々が、そういう事情を知らないから、ある意味では先にやつてしまった。もしそんな救済措置があれば、去年の十二月にやらすに、一月まで待つていけばよかつたなという方だつておられるわけですよ。全く不公平です。それをもつて公開しているなんというのはいかにもおかしな思ひますが、今の議論を聞いて、総理としての感想を教えてくださいと思ひます。

○菅内閣総理大臣 私も、この三号被保険者の問題、いろいろと説明をよく聞いてまいりました。現在の年金制度が制度的にかなり複雑で、特に制度間の異動について、私自身も、厚生大臣に

なつたときに国家公務員共済に入つて、そちらに移るようにと云われたんですが、大臣はそちらの年金には入れないということを担当者が知らなくて、大変私としては迷惑を受けたんですが、そのことはそのこととして、制度間の異動について、修正が長年にわたつて適切に行われてこなかったことが背景にある、こういうふうな理解をいたしております。

この問題は、こうした対応の結果生じた年金基金の不整合の対策をどのようにして救済するか、同時に、年金の公平性の確保をやはりどう確保するのか、こういう両面からの議論が必要だと考えておられます。

加藤議員も、救済が一切必要でないという立場ではないということも今もみずからおっしゃつたように、こういう両面を考えて、厚生大臣が中心ではありますけれども、総務大臣との間で十分協議をして適切な結論を出してもらいたい、必要によつては官房長官にもその間に入つてもらいたい、このように指示をいたしているところであります。

○加藤議員 いや、私が申し上げたかったのはそういうことではなくて、この一連のプロセスが、これだけ大きな話が、関係者と協議することもなく、そして法律のプロセス等を進むこともなく、こういう対応をとられたことについて整理としてどうかということをお願いしたのでありますけれども、次に行かせていただきます。

それでは、先日の二十四日の議論で留保されております、この留保の結果について、政府としての見解をお示しいただけますか。

○細川国務大臣 ぜんだつての委員会におきまして……(発言する者あり)

○中井委員長 御静粛に。

○細川国務大臣 鴨下先生の方から御質問をいただき、そこで、年金業務監視委員会でもいろいろな異論が出てきているということで、それで、私の方は、この件につきましては、時留保をする、こういうことを申し上げたと云うてございます。

その後、総務大臣とも協議もいたしましたけれども、きょう、年金業務監視委員会の方で、厚生省の年金回復委員会の委員長あるいは副大臣、そういう方を呼ばれておりました、そこで、業務委員の方でも、この件について、どういふいきさつでこういうふうになつたかいろいろと御説明もさせていただき、こういうことになつております。

そういうところでの御意見も踏まえまして、いろいろと、その留保について今後どうしていくかということも私どもも検討していく、こういうことをこの間申し上げたと云うてございます。

○加藤議員 そうすると、事態は、今申し上げたいろいろな手続の話は聞きましたけれども、留保について何の答えも出ていない、こういうこととすよね。

総務大臣、二十五日の記者会見であるいは十四日の委員会で、できる限り年金業務監視委員会を前倒しすることを検討するというニュアンスのことをおっしゃいました。そして、二十五日の記者会見で、しかし、委員会の皆さんに聞いたら難しい、そういう議論、確かに、委員会、相手のあることですから、できないことがあると思えます。そして、その後に記者会見で、しかし、最終案ではないけれども、この予算委員会の流れ、十四日の、鴨下委員が質問をし、質問が中断する、こういう大変大きな事態を踏まえて、あらかじめの方針については出して、早くお示しいきたいと思ひます、こう記者会見されているんですよ。

あらかたの方針で結構ですから、出してください。

○片山国務大臣 鴨下議員とのやりとりの中で申し上げたつもりなんです、年金業務監視委員会がこの問題を取り上げて、それで論点を整理して私のところに年金業務監視委員会としての見解を持ってもらえる、それを受けて総務省としては厚生労働省に年金業務監視委員会の意見をお伝えする、こういう筋書きといふますか仕組みになつて

いるんです。

その話を申し上げたんですが、この予算案の通過で、早く何らかの結論を出せという要請もありましたので、年金業務監視委員会はまた結論を出してあげられなくても、前問やつたときの、先ほど申し上げた、紹介した論点ももう出ておりますので、その論点の主要な点は厚生労働省にもお伝えをして、その上で、厚生労働省の方でどうあえず留保をしようということになつたわけであります。

先ほどおっしゃつた、年金業務監視委員会の次回を早くしたかどうかということであつたんですが、二十四日の二十五日にしようというのは、これは何れでも無理でありまして、委員七人全員が日程がそろわないということで、結局、予定どおり、きょう開くことになつております。

したがつて、きょうまた、あらかたの論点も何つておられますけれども、厚生労働省の方で留保をした、その間のいきさつについては、先ほど厚生労働省から御説明した上で、またいろいろ意見が出てくると思ひますので、それを受けてまた厚生労働省の方にお伝えしたいと思つております。

○加藤議員 鴨下委員の残余の質問に対して政府の統一見解が示されなければいけない、こういうことがあつたわけでありまして、委員長は、そのとき、御意向はわかりました、こうおっしゃつていただきました。

そして、金曜日の理事会で、いわば職権で本日予算案が採決されるような日程も決められていくということでありまして、その決定がいかにどうかは別として、そういうことであれば、当然それまでには政府の見解が示されてくるのは、私は当たり前のことだと思つてますよ。

そして、それを、今お話を聞くと、まだ留保するかどうか、この扱いについて、これから行われる年金業務監視委員会の議論も踏まえてといふ話であれば、それは、体、いつかえを出せるんですか。

これは予算委員会が指摘された問題なんです、委員長、それにしつかり答えを出すことは、私は政府の義務だと思つて、その義務を政府が果たさない以上、我々はこれ以上質問を続けていけないじゃないですか。

○中井委員長 私どもは、両大臣が協議して、そして文書をまとめたと聞いておりますので、細川律夫厚生大臣、(発言する者あり)細川律夫厚生大臣、(発言する者あり)細川君、お答えください。

○細川国務大臣 二十四日には、私の……

○中井委員長 十五日の、この両大臣の、両省の文書をお読み上げください。(発言する者あり)

○細川国務大臣 大変失礼いたしました。失礼いたしました。(発言する者あり)私の方から申し上げます。

第三号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成二十三年一月十五日 厚生労働大臣 総務大臣

標題の件に対しては、(発言する者あり)だから私が申し上げているというところでしよう。これからちゃんと見解を品みますから、ちよつとお静かにして聞いてください。標題の件に対しては、以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出す。

(発言する者あり)ちよつと聞いてください。
一 年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追求する必要があること。
二 運用三号の対策がなれば、対象者本人の予期せぬ年金給付額の引下げ等となり、混乱が生じること。

注 本件の発生原因が、旧社会保険庁の事務手続上生じた面があること(なお、記録の取

権訂正や周知徹底について、行政に法的義務はない。

⑤ 対象者の側にも、法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。

⑥ 本件(第二号被保険者の記録不整合問題)は、一昨年度に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること(今回の、連の対応は、それ以前の状況に比べると、状況を改善する対応であること)。

既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って、国民全員の記録の齟齬を確認することは事実上困難であること。

以上でありまして、際題の件に関しては、そういうことで速やかに検討をいたしまして、私、厚生労働大臣が適切な結論を出す、これが方針でございます。

○加藤(勝)委員 委員長、今のは何日付ですか。二十五日付なんですか。それをしっかりと出すべきでしょう。しかも、さっきの答弁は、全くないんです。これは時間つぶし、こんなのはまじめな議論ができないじゃないですか。

○片山(勝)大臣 いずれにしても、加藤議員がおっしゃったように、放済の必要性というものと、それから、そのことによって生ずるアンバランスとか不公平をいかに解消するかという問題は、これはよく調べて結論を出す必要があると思っております。拙速はやはり避けるべきだと思います。

もう既に年金業務監視委員会の論議はお伝えしているわけでありまして、それを踏まえて、とりあえず第一歩として、厚生労働省は留保をされたわけです。残余の手続については、先ほど言いましたように、よく調べて、それで結論を出すというところで、私はそれで常識的な判断だろうと思っております。

○加藤(勝)委員 いや、余りにも不誠実ですよ。

委員長、さっき留保の話はどうなりましたかと質問をしたときに、答えていないじゃないですか、今の答えを。

○中井(勝)委員 留保の話はさっき答えました。り扱いはどうなりましたか。

○加藤(勝)委員 留保の話はさっき答えました。り扱いはどうなりましたか。

○中井(勝)委員 それも答えました。そして中身にについては、これを。

○加藤(勝)委員 それについて、今、ペーパーがあるのなら、それをさきつと説明するのが誠実な対応ではないですか。全く不誠実じゃないですか。今我々が追及したから出てきたんでしよう。委員長、こんなんじや常識でできるわけじゃないじゃないですか。まず、紙を出してくださいよ、紙を。(発言する者あり)

○中井(勝)委員 はい、それじゃ致しますから、四時とさせていただきます。

さようはテレビですか……(発言する者あり)加藤議員、質問を続けてください。(加藤(勝)委員)何で最初に出さなかつたんですか。何で最初に出してくれないんですか。時間をつぶすだけじゃないですか、そんなのはと(呼ぶ)

議事を行ってください。(加藤(勝)委員)委員長、こんなんじやできないよと(呼ぶ)議事を行行してください。加藤議員。

加藤さん、両大臣間で、今まで経務省で出た議論も含めてこれは協議して、そして……(加藤(勝)委員)初めから何で答えてくれないんですか。と(呼ぶ)さきよは二十一日、十八日に委員会が開かれます。しかし、その委員会がさきよう結論を出すか、大臣に結論を出すかもわかりません。したがって、この委員会に間に合うように両省の見解をすり合わせたんです。(発言する者あり)

○加藤(勝)委員 進めてください。加藤さん。

○中井(勝)委員 委員長、中井(勝)委員、最初に申し上げたように、留保の件はどうなりましたかと(発言)していただいたときに……

○中井(勝)委員 それでは、もう、(発言)していただきます。

○加藤(勝)委員 いや、違います。言っていたのだいたいに、まずその話をしていただけはいじやないですか。両省で大臣が協議をして紙までできていないんですよ。

○中井(勝)委員 僕が答弁する場じゃないから。

○加藤(勝)委員 いやいや、違う。だから、余りにも不誠実だ。その不誠実をまず認めていただきたい。

○中井(勝)委員 はい

○加藤(勝)委員 そして、その上で、鴨下委員は、統一見解がなければ質問できない、こういうことを言っているわけでありまして、当然、午後の一時間、十五分予定されているようですが、それまでには、答えてですよ、今の答えてはありません。どうするかという見解を出していただく。よろしいですか。

○中井(勝)委員 これは、一十八日の、経務省の監視委員会の協議が二十八日夕刻でありますから、なかなか技術的には難しい。しかし、今まで出た議論を詰めてやつたものから、私は、これはこれでいいんだと思います。

細川(勝)委員、先ほどの件、加藤さんの件について答えてください。

○細川(勝)大臣 先ほどの加藤委員の留保の件についてはどうするか、こういう御質問でございます。留保そのものについては、今留保させていたたい、そして、今、これから統一見解も出しまして、それに基づいてこれから早急に結論を出していく、こういうことでありまして、留保そのものはまだ続けさせていたいただきます。

○加藤(勝)委員 いや、大臣、私は大臣は誠実な方だと思っております。

最初の質問のときに、まさに最初に、両大臣間でそれなりのまたまめをされているわけでしょう、一応、だつたら、それをきちんと言われることが協議の促進になるんじゃないですか。こんな時間、なくて済んだじゃないですか。そう思われま

せんか。一体何のために一回も二回も質問したか。

○中井(勝)委員 細川さんは、失礼だけれども、ほそっと、経務大臣に会ったとは言いました、さつき。

○加藤(勝)委員 いや、そんなことじゃないんですよ、委員長、さきんとさういうのは出して、誠実な結論をさせてくださいよ、委員長。そして……

○中井(勝)委員 では、経務大臣にこの紙のことを聞きますか。

○加藤(勝)委員 いやいや、別に、両大臣でつくっているんだからいいんですよ、それは、厚生労働大臣の話。

それから、先ほど申し上げた、今のままいけば、今の委員長の話でいえば、鴨下委員の質問までには統一見解が間に合わない、そんなことでの子評委員会としての使命が果たせないじゃないですか。政府はそれまでに間に合わせる、あるいは、私どもがやっているのは、ルール中視でいくのか、投資中視でいくのか、そのあらかたの方針、それだけでもつくり出すべきですよ、そうでなければ常識でできないじゃないですか。子評委員会の使命を果たせないじゃないですか。

○細川(勝)大臣 加藤委員も質問の中で言われているように、投資をしていくのか、それとも公平の見地から、観点からこれをやっていくのか、大変難しい問題なんです。それは加藤委員がおっしゃるとおりで、我々の方もその点については大変苦労しているわけなんです。それを今ここで結論を出せというのは大変難しいところでございまして、これは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○加藤(勝)委員 いや、今のお話、何回聞いても、やはり誠意ある対応をしていただきたい。我々はさきんとした議論をしていきたい。そして、子評委員会を出てきた話であります。そして、非常にこれだけ国民の皆さんが、これまでのルールどおりやるべきなのか、あるいは投資を重

九

第 一四四号 子評委員会議録第十八号 平成二十二年二月二十八日

視すべきなのか、あるいはその間に折衷案がある
かもしれません。やはり、そういうことに閉じて
基本的な考え方を示し、ここでしつかり議論して
いく、これが予算委員会の大事な使命だと私は思
うんですよ。

だから、少なくとも午後の聴下委員の質問まで
には、あらかたの方針で結構であります、出して
ください。決めればできるんですよ。

○細川國務大臣 先ほども加藤委員にお答えをい
たしましたように、私と総務大臣の方で話もいた
しまして、そこで方針について、先ほど申し上げ
たような方針でやっていく、こういうことを申し
上げたわけなんです。

したがって……(発言する者あり)先ほどのが、
だから、方向性を示せ、こういうのが、これがこ
の間の予算委員会での、だから今方針を申し上げ
たところでございます。

○加藤 委員 いや、方向性を示せと言われる
からつくりましたというその文書を、さんざん質
疑をしなければ出てこない。最初に出されるのが
筋でしょう。それが私は当たり前前の政府の義務で
あり、政府の良識な対応だと思えますよ。

そして、最後に申し上げますけれども、聴下委
員は、あくまでも政府統一見解がなければ質問で
きない、それが我々予算委員会のやはり大事な責
務だ、こういう認識で、あの二十四日、終わられ
たわけでありませう。

したがって、その統一見解が、あるいは少なく
とも今申し上げた、ルールどおりいくのか、ある
いは救済措置でいくのか、そういう大方の方針が
示されない限り、我々はそれに応じることができ
ない。

このことを明確に申し上げて、私の質問を終わ
らせていただきます。

○中井委員長 この際、谷公一君から関連質疑の
申し出があります。伊吹君の持ち時間の範囲内で
これを許します。谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。
限られた時間でございませうけれども、民主党内

閣の一丁目一歩地という地域主権改革の中で大き
なウエートを占めております。一括交付金につい
て、この問題に絞ってお尋ねしたいと思えます。

先月の菅総理の施政方針演説で、改革は大きく
前進します、地域が自由に活用できる。一括交付金
が創設されます。当初、各省から提出された財源
はわずか二十八億円でした、これは地域の夢は
実現できません。各閣僚に強く指示し、来年度は
五千億二千億円、一十四年度は一兆円規模で実施
することになりました。政権交代の大きな成果で
す。強いリーダーシップでやったのだと誇らし
げに総理は述べられています。

米年の自治体向けの予算がどうなっているの
か。道路、河川、学校の削減、下水、そういう施
設整備をするための財源からのお金です。今年度の
三兆四千億円から三兆円ぎりぎりとなつていま
す。一〇％減つています。どう思いますか。総理、
これで改革は大きく前進したのですか。地域の夢
は実現できるんですか。

昨年秋、民主党代表選挙がありました。あの小
沢 一郎氏が代表選挙で、地方向け補助金を東海
のことによつて数兆の財源が生まれる、そういうふ
うに主張したかと思えますが、それをまねてこの
ように削減したんですか。

まず、この点について、総理大臣、お考えをお
伺いしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 今、谷委員から言われたこと
の性格は、いわゆる公共事業全体の予算が減つた
ということと一括交付金約五千億が削減されたとい
うことと、どういう関係で御質問か、若干私には
理解が難しいんですけども、一括交付金にした
意義というのは、今おっしゃっていただいたよう
に、従来は個別的な補助金でここにこれだけ使う
というのを、少なくとも一括交付金化することに
よつて自治体がかかり自由裁量的に使える。そ
ういう意味では、地域戦略会議、私の主宰するも
ので、何人かの現職知事も出ておられますが、大
変高い評価をいただいております。

ですから、全体額云々のことと補助金から一括
交付金にして自由にするということとは、関連はし
ておりますけれども、若干性格が違つてははい
かと思つております。

○谷委員 この人を委員の皆さん見てください。
この表によつて、三つのことがわかります。
地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金です
ね。これは、従来の交付金を引き継いで五千億、
十億をその中から捻出した。それでいて、今まで
の、上に、社会資本整備総合交付金などもありま
すけれども、兆余りはそのまま残っているんで
す。そして、さすが財務省です。偉い。トータル
の額はしつかり減らしているんです。私は兵庫県
ですけれども、地方に生まれ育つて現在住む者と
して、政府の冷たさにやり切れないんですわ。

財務大臣、民主党のマニフェストに、補助金に
かかる経費と人件費をこの一括交付金によつて
削減すると言われていました。削減したんです
か。十三年度予算を、一括交付金で補助金に振
る経費と人件費を削減したんですか、取り組んだ
と誇らしげに言われていますけれども、

○野田國務大臣 ちよつとこの資料だけだと全体
像がわからないと思うんですけども、同から自
治体への補助金、これは、例えば投資関係という
意味では、一十一年度と一十三年度の、今おつ
しやるとおり三百二十億と二百五十億です。ただ、補
助金というのは、経費も含めると、これは約二
十兆から一十兆へとふえているんです、全体
は、ふえているんです、現実の数字は、
ということであるということ、その前提で、
今回の地域自主戦略交付金というのは、国の財源
確保のためというのではなくて、先ほど総理の御
答弁にもありましたけれども……(谷委員)投資経
費だから投資を集めたんですと評ぶこの投資の
中でもそうですけども、財源確保ではなくて……

○中井委員長 勝手に質問をしないでください。
○野田國務大臣 あくまで地方の自由度を高め
そういうことの意味のもとにやりました結果であつ

て、当然のことながら、取捨選択を地方がする中
で、その選択の中で効率化を思ひますけれど
も、財源確保ありきという問題の置き方ではない
ということでございます。

○谷委員 今、財務大臣、効率化とかわれまし
た。効率化の名のもとに、結局、地方向けの、自
治体向けの補助金を、削減した。それがこの
姿ということを指摘しておきます。

では、この一括交付金、政府の方は、ひもつき
補助金を段階的に廃止ということを盛んに強調さ
れております。でも、各省庁は、先ほどのパネ
ルで見ましたように、五千億一十億、それぞれ出
しているんです。各省庁から出している。特に、
国土交通省、農林水産省は多いんですけども、そ
うしたら、各都道府県が自由に計画をつくれると
いつても、事実上いろいろなパイプでブッシュス
る、こういった仕組みで地域の夢が実現できるの
か。

現に、各省庁の予算、この一括交付金の拠出額
を含めれば、予算額はそれほど落ちていません。
各省庁ついでに、財務大臣、よく御存じで
しょう、そのことは、各省が、普通の公共事業の
ウエートはこうです。しかし、一括交付金を入れ
れば、表面ほど落ちていないですということを、国土
交通省でも農林水産省でも、資料で書いていま
す。

結局、そのこと自体、ひもつきと同じ聞い込み
なんです。今回の一括交付金は、本所に自治体
の、都道府県の自由裁量というところであれば、各
省庁がそういうことをPRすることをやめさせる
べきではないですか。逆に言えば、ここがホイ
トなんですか。聞いていただくことが可能なよう
な仕組みをつくれたので、各省庁はお金を出した
んです。総理大臣は、一十八億から五千億を出
分がリーダーシップをとつてやつた、そうじゃな
いんです。各省庁は、こういう仕組みであれば今
まで自分たちが持っていた金が事実上そのまま漏
れただけにこだわる政府主導内閣の、この底の浅

形だけにこだわる政府主導内閣の、この底の浅